

○浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金交付要綱

(令和3年7月1日告示第66号)

改正 令和6年3月29日告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災において津波の被害を受けた地域について、被災した住宅の再建を支援し町内での定住を推進するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、福島県市町村復興支援交付金（津波被災住宅再建事業分）交付要綱（平成25年7月29日制定）、浪江町補助金等の交付等に関する規則（昭和60年浪江町規則第12号。以下「規則」という。）及び浪江町補助金交付要綱（昭和60年浪江町訓令第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 平成23年3月11日において現に居住のために使用していた建物をいう。
- (2) 危険住宅 浪江町災害危険区域に関する条例（平成25年浪江町条例第37号）第2条の規定により指定した災害危険区域に存する建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第2項に規定する既存不適格住宅をいう。
- (3) 津波被災住宅 災害危険区域外にあって津波により全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた住宅をいう。
- (4) 危険住宅等 危険住宅及び津波被災住宅をいう。
- (5) 再建住宅 危険住宅等に代わり、町内の安全な場所へ新たに建設又は購入する住宅をいう。
- (6) 補助事業者 第4条に規定する補助対象事業を行う者をいう。
- (7) 加算支援金 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第2項及び同条第5項に規定する支援金をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助の対象となる者は、平成23年3月11日時点で浪江町に住所を有していた者で、津波により住家に半壊以上の被害を受けた者とする。ただし、過去にこの要綱、廃止前の浪江町津波被災住宅再建事業補助金、防災集団移転促進事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業による住宅移転補助を受けた者を除く。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、再建住宅を取得する事業とする。

(補助金の種類及び額)

第5条 補助金の種類及び額は、次の各号に掲げるものとし、各号のうちいずれか1を適用するものとする。

(1) 資金借入補助 次に掲げるアからエまでの補助金を合計した額

ア 再建住宅の取得を目的として資金を金融機関から借り入れた者にあつては、当該資金に係る支払利子の総額に相当する額とし、444万円を限度とする。ただし、利子の利率は年利8.5パーセントを限度として計算するものとし、実績報告後に利率が変動した場合であっても補助額の変更は認めない(以下イ及びウにおいて同じ。)

イ 再建住宅のための用地の購入を目的として資金を金融機関から借り入れた者にあつては、当該借入金に係る支払利子の総額に相当する額とし、206万円を限度とする。

ウ 再建住宅のための用地の造成を目的として資金を金融機関から借り入れた者にあつては、当該借入金に係る支払利子の総額に相当する額とし、58万円を限度とする。

エ 危険住宅等の撤去及び家財道具等の移転のための運搬を行う者にあつては、それぞれの経費を合計した額とし、一戸当たり78万円を限度とする。

(2) 取得経費補助 再建住宅の取得に要した経費から加算支援金を控除して得た額とし、250万円を限度とする。ただし、再建住宅取得経費に相当する額が加算支援金の額に満たない場合は補助の対象としない。

2 補助対象事業において、この要綱の規定による補助金以外の補助金又はこれに類する収入がある場合は、前項の規定により算出した額から、当該収入額を控除した額を補助金の額とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業計画書(様式第2号)

(2) 危険住宅等に居住していたことがわかる住民票又はり災証明書の写し

(3) 危険住宅等の位置図

(4) 危険住宅等の建物及び土地の登記事項証明書の写し

(5) 再建住宅の位置図、平面図及び配置図の写し並びに現況写真

(6) 各費用の見積書の写し

(7) 融資償還予定表の写し

(8) 振込口座の通帳の写し

(9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付（不交付）を決定したときは、浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

(事業内容の変更等の申請)

第8条 補助事業者は、事業内容に変更（廃止・中止）が生じたときは、浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金事業内容変更（廃止・中止）承認申請書（様式第4号）にその内容が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(事業内容の変更等の承認)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金事業内容変更（廃止・中止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業実績書（様式第7号）
- (2) 事業に係る各領収書の写し
- (3) 各契約書の写し
- (4) 借入金の借入証明書の写し
- (5) 償還内訳書(利子計算がわかるもの)の写し
- (6) 再建住宅の建築確認検査済証の写し
- (7) 再建住宅の写真(土地含む。)
- (8) 再建住宅の平面図の写し
- (9) 再建住宅の建物及び土地の登記事項証明書の写し
- (10) 移転後の住民票の写し（住民票を異動した場合）

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、必要な審査を行い、補助金の額を確定したときは、浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支出)

第12条 補助金の支出は、事業が完了した後、補助金の交付決定を受けた補助事業者の請求により行うものとする。

2 補助金の交付決定を受けた補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（取得財産の処理制限）

第13条 規則第18条に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で規定する耐用年数とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和6年3月29日告示第92号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業計画書
[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金交付（不交付）決定通知書
[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

浪江町被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金事業内容変更（廃止・中止）承認申請書
[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金事業内容変更（廃止・中止）承認
通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 10 条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業実績書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 11 条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金確定通知書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 12 条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金交付請求書

[別紙参照]